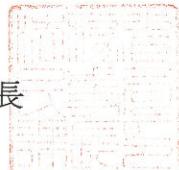


法務省  
民事局

法務省民二第249号  
平成28年4月21日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長 殿

法務省民事局民事第二課長



### 平成28年熊本地震による災害復旧における境界標識等の保存について（依頼）

標記地震による被災地域において、今後、がれきの除去や倒壊家屋の撤去等の復旧作業が見込まれるところですが、当該作業に伴い土地の境界を示す境界石、コンクリート杭、金属鉢等の境界標識や、塀・石垣の基礎部分、側溝が破壊されるおそれがあります。これらの境界標識等は、今後における各種復興作業を実施するに当たっても、土地の位置、境界を確認するために極めて重要な役割を果たすものであり、その重要性に鑑み、災害復旧作業地域においても可能な限り保存されるよう配慮する必要があります。については、この趣旨を踏まえ、関係作業機関等へ下記につき周知が図られるよう取り計らい願います。

なお、総務省、国土交通省、環境省及び防衛省に対しても同趣旨の依頼をしておりますので、念のため申し添えます。

記

#### 周知内容

倒壊・滅失した建物の敷地の整理を行う場合には、土地に境界石、コンクリート杭、金属鉢などが埋設されていないかどうか注意してください。

これらは、土地の境界を示す「境界標識」の可能性があります。

境界標識は、土地の境界を特定するために役立つもので、紛争の予防・解決の決め手となることが多く、今後の復興作業のために、可能な限りその保存が図られるように配慮をお願いします。

境界標識のほか、塀・石垣の基礎部分や側溝なども土地の境界を特定するため役立つものですので、これらの保存についても留意をお願いします。